

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百六十二回 教育思想の変遷 その二

南出喜久治（令和7年2月15日記す）

我が国は、明治23年10月30日、「教育に関する勅語」が発布され、教育の基本理念が確立した。

ところが、大東亜戦争に敗戦して、GHQの占領下の非独立時代に占領憲法が制定され、占領憲法第97条第1項を根拠として、昭和23年6月19日に衆参で教育勅語の排除・失効決議確認決議がなされた。

これに至る経緯において、GHQのダイク准将が、当時の安部能成文相とのやりとりの中で、「教育勅語の内容は特に問題はない」との安倍の説明に対して、ダイクは「徳目としては優れてゐる。しかし『一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ』といふ文言があるではないか。これが問題だ。」と指摘したらしい。これに対し安倍は、「しかし、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」ない国は滅びる。例へばフランスの第三共和制がさうだ。そう考へれば、この文言自体は大きな問題ではないと思ふ。」反論したが、結局は、排除、失効せよとの圧力に政府は屈してしまつたのである。

しかし、天皇の勅語は、綸言汗の如しであり、勅語を渙発した天皇ですら事後に撤回できない。訂正の勅語といふ形式で事実上撤回することしか方法がない。

ましてや、崩御された明治天皇の勅語を当人が撤回することは絶対にできないし、それ以上に別の国家機関である国会が排除、失効を宣言して撤回することは法理論として到底あり得ないものであるが、それをやつてのけた。この法理について、GHQと傀儡政府も全く理解できなかつたのである。従つて、国会の決議はそもそも無効なのである。

いま最も必要なことは、教育勅語の復活である。そして、そのためには、教育勅語を排除する根拠とされた占領憲法（降伏憲法）の排除が必要であり、それは真正護憲論によつて初めて実現するのである。

ところで、その後において、教育の荒廃と混乱が生まれたために、教育の指針の立て直しを模索することが続けられた。

昭和25年、吉田茂首相に三顧の礼で迎へられた天野貞祐文相が、敗戦による社会的混乱と道徳の退廃に対して、道徳教育の状況を憂へ、これを強化すべく、道徳教育を独立教科

で行ふ構想を打ち出したが、この構想は「修身教育の復活」だとして、占領憲法真理教の者たちによって厳しい批判を浴びた。

さらに、昭和 41 年に、中央教育審議会より答申された「後期中等教育の拡充整備について（答申）」の別記である「期待される人間像」が示される。この「期待される人間像」とは、高度成長期において後期中等教育を拡充するにあたり、戦後教育史の中で初めて公的に理想の人間像を示した文書であったが、これも立ち消えになつた。

そして、平成 12 年に小渕首相直属の諮問機関として設置された教育改革国民会議が「教育を変える 17 の提言」を出し、この報告書で「人間性豊かな日本人を育成する」ことを目指して、「教育の原点は家庭であることを自覚する－教育という川の流れの、最初の水源の清冽な一滴となり得るのは、家庭教育である」「親が人生最初の教師であることを自覚すべきである」として、家庭教育重視を打ち出したのである。

この提言を受けて、平成 18 年 12 月、新しい教育基本法が制定され、平成 24 年 12 月 26 日、第二次安倍内閣が発足し、教育再生が再起動し、官邸に教育再生実行会議が設置された。同会議は、第一次提言として「いじめ問題等への対応について」を安倍首相に提出した。この提言のポイントの一つが「道徳の教科化」であった。

教育の再生は、教育勅語の復活を検討すれば足りることなのであって、生半可な者が「道徳教育」の必要性を検討したところで、抽象的に「道徳」を述べるだけで、その中心理念などが提言されることはなかつたのである。

いづれにせよ、我が国は、占領憲法といふ左翼リベラル思想の宣言文によって、教育理念の根幹である教育勅語を排除したことによつて、教育の本質を見失ひ、デューイ思想を受け入れてしまつたのである。